

2024年2月13日

# 内容証明書

クロレラ工業株式会社  
東京都 港区 浜松町 1-18-16  
担当部署：営業本部 技術特販部  
福岡県筑後市久富 1343

## 商 品 名 エージング (ペレット・粉)

商品の原料は、天然物質に由来する動物質、植物質の有機物を原料に構成された特殊肥料です。

### 記

肥料取締法該当名	特殊肥料 (たい肥)
肥料名称	クロレラ有機1号
特殊肥料受理番号	福岡県 第5304号
成分分析例	N-P-K=4.0-5.5-3.0
原料内容	動物質 (加工残渣) : 魚粕・フェザーミール・骨りん・蒸製皮革粉・ 肉骨粉・カニガラ 植物質 (加工残渣) : コーヒー粕・米糠・油粕・クロレラ 他 : パーム灰
生産工程	植物質原料の調製混合 ↓ 発酵槽での床面より強制通気発酵 ↓ 7~10日おき繰り返し6回 ↓ 動物質原料の調整混合 ↓ 2次発酵槽にて発酵 (20~30日) ↓ クロレラ藻体、草木灰を混合し後熟 ↓ 破 砕 ↓ トロンメルによる篩分 (8mm) ↓ 自動計量充填機での袋詰め (20kgポリ袋)

以上

2021年4月30日

## 発酵肥料（たい肥）注意事項

クロレラ工業株式会社  
東京都港区浜松町 1-18-16  
担当部署：営業本部技術特販部  
福岡県筑後市久富 1343

### 内容証明・原料内訳等に関する注意事項

- ※1 生産工程については醗酵状況に応じて調整(材料として腐熟促進材含む)を行うものとする。
- ※2 原料の含有割合については原料入手状況・醗酵状況に応じて調整を行うものとする。
- ※3 当該商品は JAS 法・JAS 規格に準じたものではなく、使用においてはその旨留意すること。
- ※4 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令第35号）別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用されているため、家畜等の口に入らないところで保管・使用すること。
- ※5 蒸製骨粉及び骨炭粉末は、牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。
- ※6 特殊肥料等の指定 一肥料取締法第二条第二項の特殊肥料 ロ たい肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動物質の有機物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積または攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）これに準じて製造を行う商品である。
- ※7 現在確認で得る注意事項であるため、その他情報が入り次第随時追記するものとする。